

違反是正事例（事例4－3）

テーマ

＜ 告発により是正に至った事例 平成30年度 ＞

（公表・命令・告発・2項イ・組織体制）

- 名宛人に直接接触できず苦慮した違反对象物であったが、捜査機関に告発を行い違反是正に至った事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 用途 | ナイトクラブ（2）項イ |
| (2) 構造 | 鉄骨造一部不明 地上2階 |
| (3) 延べ面積 | 218.04 m ² （1階188.11 m ² （無窓）、2階29.93 m ² （有窓）） |
| (4) 収容人員 | 73名（客席64席、従業員9名） |
| (5) 管理権原者等 | 所有者A（店長）及びB ※兄弟で共有 |

1. 違反処理の概要

(1) 過去の指導経過

当該対象物は、昭和58年度から平成3年度までに6回、平成18年度、平成19年度に各1回の立入検査を実施しており、その後10年間立入検査が実施できていない状況であった。

(2) 違反公表制度創設を踏まえた違反処理体制の整備

当該消防本部では、平成26年度に平成28年4月1日から違反对象物公表制度の運用を開始することを組織決定したが、過去に命令等の違反処理経験がなく、長期間、違反が放置されている状況であったことから、早急な違反確定、徹底的な追跡調査、是正指導を行うため次のように違反是正体制の強化を図った。

（違反是正体制強化方策）

- ・ 査察規程及び要綱の全面改正
- ・ 公表に関する要綱改正（公表該当違反の徹底的な違反処理）
- ・ 査察、違反処理の執行管理の強化
- ・ 無通告査察の導入
- ・ 本部予防課における違反処理にかかるバックアップ体制の確立
- ・ 改ざん防止機能付きSDカード対応カメラの導入
- ・ 研修制度の強化 など

(3) 違反の覚知から命令までの経過

ア 違反对象物公表制度の実施にあたり、管内すべての特定用途防火対象物の立入検査を実施したところ、平成28年2月12日、消防署の消防隊が違反の疑いを覚知し、署の査察担当者が再度の立入検査に併せて違反調査を実施し、違反が確認された。

（立合いは、店長A（以下「A」という。）及び従業員C（以下「C」という。））

（主な違反概要）

- ① 防火管理者未選任
- ② 自動火災報知設備未設置（1階部分・無窓階によるもの）
- ③ 非常警報設備未設置

※違反調査時に、1階店舗の奥について住居であるとの回答があり確認出来なかったが、屋内消火栓設備未設置の疑い（店舗面積によるもの）も生じていた。

イ 平成28年4月1日、本部予防課及び署合同で公表制度に伴う再立入検査を実施。

その後、登記簿等を取得。所有者がA（店長）（以下「A」という。）及び兄弟のB（以下「B」という。）であることを確認し、立入検査結果通知書及び公表通知書を交付（Aとは連絡がつかずCによる代理受領）し、平成28年4月26日、違反対象物公表制度に基づく公表（自動火災報知設備未設置違反）を行った。

ウ その後も違反改修の動きがみられないことから、平成28年6月22日、警告書（履行期限9月23日）を交付（同時に現状の敷地配置図及び建築図面の提出についての資料提出命令書を交付。）した。

Aとは、最初の立入検査以降は連絡がつかず、事前予告無しで夜に一度消防署に来たが、その後は、接触できなかった。Cからは「Aは店にはあまり来ない。自宅や携帯電話なども教えるなど指示されており教えられない。」との供述があり、Bも店舗の関係者ではあるようだったが詳細は不明であったことから、Aへの警告書等は、Cに代理受領、Bへは、配達証明付き内容証明郵便で送達した。

エ 平成28年6月24日、Aからの依頼で建築デザイン会社代表D（以下「D」という。）が署に来庁した。Dから立入検査で確認できなかった部分について「店舗の更衣室、託児スペースとして使用している。」との供述があり、屋内消火栓設備の設置義務違反も濃厚となった。その後、C及びDとは接触できたが違反は是正されず、命令の履行期限が経過した。

オ 平成28年10月21日、命令前の違反調査を建築部局と合同で実施。当日は、Dが立ち合い建物全体を調査、未確認部分も店舗控室として使用している事実を確認、屋内消火栓設備未設置違反も確定した。

カ その後A及びBに対し「任意出頭要請書」を送付したところDが来庁し、その時委任状の提出があったが任意代理人とは認められない内容であった。Cからは「Aから消防のことはDが対応するので、関わらなくて良いと指示を受けた。」という供述があったことから、Dへの交付も検討したが、弁護士相談事業も活用して相談し、Dは正式な代理人でないことから、平成28年11月1日、命令書（防火管理者未選任、自動火災報知設備未設置、非常警報設備未設置）（警告書（屋内消火栓設備未設置）も同封）をA及びBに内容証明付配達証明郵便で発送した。

キ 11月12日に不達で署へ返送。自宅への差し置き等も検討したが、最終的に従業員であるCの代理受領で交付することができ、その後、CからAに命令書を渡したという供述があったことから命令の到達と判断し、標識の設置も行った。同時に消防本部及び管轄消防署に公示、ホームページにも掲載した。

（命令書の内容）

- ① 防火管理者選任義務違反（履行期限 平成28年11月29日）
- ② 自動火災報知設備設置義務違反（平成29年2月15日）

③ 非常警報設備設置義務違反（平成 29 年 2 月 15 日）

（警告書）

屋内消火栓設置義務違反（平成 29 年 2 月 15 日）

ク また、当初からDは、消防側の建物面積等の考え方や法令の解釈等に対し「行政指導には従わず、行政処分については裁判で争う。」という姿勢を示しており、違反是正の進展は全く見込めない状況であった。

(3) 告発までの経過

ア A及びB宛の任意出頭要請書をCに交付したが、消防署には現れず、平成 29 年 2 月 16 日に催告書も交付したが、①複数の重大な消防法違反があり違反是正の見込みがないこと、②関係者に連絡先を口止めするなど履行義務者と直接接できず是正意思の確認もできないこと、③消防機関としてやるべきことを全て行い、早期是正のための手段は告発以外にはない状況であることから、管轄警察署と告発に向けた協議を開始した。

イ 告発協議を円滑に行うため、告発相談時には、告発書（案）一式を作成し警察署に持参し、次のような協議を行った。

（協議内容）

- ① 消防法違反についての説明
- ② 告発書類の過不足や写真データの提出方法の確認
- ③ 警察部局の家宅搜索の時期の確認、マスコミへの情報提供の方法、時期
- ④ 他都市における告発事案の状況提供

（協議結果）

告発書（案）については、訂正不要、家宅搜索については、早期に取り掛かる、マスコミ対応については、原則罰金刑では実施しないが、消防機関の動向により検討するという回答であり、1か月後に告発することとした。

ウ 平成 29 年 3 月 3 日、管轄警察署に告発書類一式を提出。

A及びBに命令書を直接交付ができず、Cの代理受領を選択し、受領証の回収と併せて質問調書で「翌日、間違いなく管理権原者に手渡した。」という供述を押さえていたが、警察の担当者から協議の際、文書送達に一抹の疑義が生じると言われた。

エ 平成 29 年 6 月 28 日、管轄警察署が履行義務者の自宅、違反建物を家宅搜索

2. 違反処理の完結

- (1) 平成 29 年 10 月、それまで、「どっちの言い分が正しいか裁判で決着をつける。」と言い続けていたDが「今すぐに直す」と言って来庁した。理由は、「警察から参考人として事情聴取を受けた。履行義務者からお叱りを受けた。」とのことであった。

同時期に、Dが標識を剥がし、現状回復と標識の返却を求めたが応じなかったことから、警察署に被害届も出している。

- (2) 同時期、Aから消防署宛に初めて電話があり、「おれはDに任せている。消防署とDの問題に巻き込まれるのは不本意である。」と連絡があったことから、「連絡先を教え、消防署からの連絡には必ず対応すること。Dに任せても履行義務者はAであり法的責任は免れないこと。早期に違反を是正すること。」を指導した。

(3) 平成 29 年 12 月 28 日、無窓階を有窓階に変更したことにより自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の未設置違反は是正された。また、その他の設置義務のある消防用設備等も設置し、防火管理者も選任、違反は全て是正された。

(4) 平成 29 年 12 月 13 日、管轄警察署から検察庁に書類送検、平成 30 年 5 月 31 日、検察庁から「処分通知書 (H30. 5. 29 付・不起訴)」を受領、その後、検察庁から「不起訴処分理由告知書 (起訴猶予)」を受領した。

起訴猶予に至った理由について担当検事に確認したところ、①平成 29 年 12 月 28 日に消防法違反が是正された。②本人は罪状を認め、深く反省している。③本人は消防法違反を是正する意思があり、早い時期に建築業者に委託し工事費用を支払っていた。と説明があった。

なお、「今回の起訴・不起訴の判断には関係はない」と前置きをした上で、担当検察官から文書送達のあり方について、下記のとおりアドバイスをいただいた。

命令書が本人に直接交付されていない場合、本人が罪状又は命令書を受領した事実を否認した場合、公判を維持できない可能性がある。確実に本人に命令書を直接交付し、その記録を残すことが重要である。従業員から命令書を受け取った日時、内容については、本人の記憶は曖昧であった。当然、消防法違反は事実であり証拠も十分揃っていることから、告発することは問題ない。しかし、行政手続上及び民事手続上、文書送達において瑕疵がない場合であっても、万一、本人が否認した場合等、公判を維持できない可能性がある。

以上のことから、何らかの方法で直接手渡したという事実を作ったほうが良い。

(事例4-3) グループ検討

テーマ

〈 告発により是正に至った事例 〉

1. 名宛人への接触方法

本事案は、名宛人となる建物所有者と直接接触できずに、警告書、命令書の交付を含めて違反是正指導に苦慮した事案です。

各消防本部において類似事案はあるかなど意見交換するとともに、直接接触できない場合どのように対応するかなどについて検討してください。

2 告発について

本事案は、命令違反である①消防用設備等設置命令違反、②防火管理者選任命令違反、③資料提出命令違反について告発しております。罰則適用条文について確認して下さい。

本事案は、非常に早いタイミングで捜査機関である管轄警察署に告発書(案)及び資料一式を持参し、法令違反についての詳細を説明するなど協議をしています。

告発先、タイミング、持参資料、相談方法などについて検討してください。

また、関係機関との連携、捜査機関との連携のあり方等についても検討してください。

3 告発結果について

本事案については、警察機関による家宅捜索、書類送検後に即時違反が是正されています。

その後、不起訴(起訴猶予)の処分通知を受領、担当検察官から直接電話で処分結果の理由を聞いております、

告発時、告発後の警察や検察とのやりとり、処分後の対応等について検討及び意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討